

寒川町特定教育・保育施設等指導監査方針

1 指導監査方針

寒川町の特定教育・保育施設等の適切な運営と子どもの適切な処遇を確保すること、子ども・子育て行政の適正かつ円滑な実施を図るため、児童福祉法、子ども・子育て支援法をはじめとする関係法令及び町条例や要綱等に基づき、次の重点事項を中心に確認監査を実施します。

確認監査

(1) 指導

ア 集団指導

特定教育・保育の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費、特定施設型給付費及び認可保育所委託料の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について必要と考えられる内容が生じたときに、講習等の方法で行います。

イ 実地指導

内閣府令等の遵守状況を確認するために、必要とする関係書類の閲覧、関係者との面談等により行います。

(2) 監査

実地指導中に次の①、②に該当する状況を確認した場合は、直ちに監査を行います。

①著しい運営基準違反が確認され、当該施設を利用している子どもの生命、身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合

②施設型給付費等の請求に不正または不当が認められる場合

※(1)イ実地指導及び(2)監査において、保育の知識を持つ者を臨時職員として雇用し、監査にあたるができることとします。

2 確認監査の重点事項

「特定教育・保育施設等指導指針」及び寒川町特定教育・保育施設等確認監査実施要綱別表第2に掲げる項目のうち、以下(1)、(2)について重点事項とします。

(1) 運営に関する基準

ア 著しい運営基準違反がないか。

イ 利用契約書の締結、特定負担額の説明及び同意など、重要な手続に不備がないか。

(2) 確認に関する基準・施設型給付費確認基準

「特定教育・保育施設等確認監査の着眼点」のとおり